

# 覚 書

静岡県農林水産部長 山田勝平 (以下「甲」という。)と舞阪町長 河合重雄 (以下「乙」という。)は、静岡県水産試験場浜名湖分場を舞阪町渚園にある同町の町有地へ移転し、整備するため、当該町有地を静岡県が舞阪町から無償で借用することに伴い、同県の県有地である舞阪町乙女園にある静岡県水産試験場浜名湖分場の跡地の取り扱いについて、以下のとおり覚書を取り交わすものとする。

- 1 甲は、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例 (昭和39年静岡県条例第19号) 第4条第1号の規定に基づき、静岡県水産試験場浜名湖分場の跡地を乙に無償で貸し付けることとする。

貸付物件：土地

所在地：浜名郡舞阪町舞阪3064-1, 5, 6, 7, 8

地 積： 10,815.44 ㎡

- 2 貸付けは、静岡県水産試験場浜名湖分場が現在地から渚園に移転し、現施設の解体撤去が完了した後速やかに行うこととし、その期間は、原則として、平成13年4月1日から平成33年3月31日までの20年間とする。

- 3 乙は、貸付物件を公園の用途に供することとする。

- 4 甲は、貸付けに先立ち、建物、試験池その他構造物を解体撤去し、更地として乙に貸し付けるものとする。ただし、以下のものについては現状のまま、その敷地を乙に貸し付けるものとする。なお、甲は、乃木大将像及び魚籃観音像敷地について、乙がそれぞれの所有者へ転貸することを承認するものとする。

(1) 乃木大将像

(2) 魚籃観音像

(3) 松等の大型樹木

(4) その他、乙が貸付物件を公園の用途に供する上で、乙の申し出により、甲が必要と認めるもの。

平成10年11月17日

(甲) 静岡県農林水産部長

山田

勝平



(乙) 舞阪町長

河合

重雄

